

確定申告のご案内

平成31年度(平成30年分)の確定申告の受付を次のとおり行います。

申告受付期間	2月18日(月)～3月15日(金) ※公的年金などを受給されている方で、所得税の還付を受けたい方は2月13日(水)から受付可能です。	
申告受付場所・時間	本庁 1F くろしおホール	午前8時30分～11時30分 午後1時～4時30分
	佐賀支所 1F 町民室	午前8時30分～正午 午後1時～5時

受付初日や月曜日は大変混み合いますので長時間お待ちいただくことが予想されます。予めご了承ください。

年金受給者や所得税の還付を受けたい方は、できるだけ2月13日(水)から2月15日(金)の間にお越しください。

※公的年金などを受給されている方で確定申告が不要になる場合があります。

また、次の日程で休日も申告の受付をします。

本庁 3月9日(土)
佐賀支所 3月10日(日)

※受付時間は平日と同様です。

◆必要書類

1 マイナンバーカード(個人番号カード)または番号確認書類と身元確認書類※

※身元確認書類

マイナンバーカードをお持ちでない方		マイナンバーカードをお持ちの方
身元確認書類	番号確認書類	マイナンバーカードだけで、番号確認と身元確認が可能です。(写しを添付する場合は、表面および裏面の写しが必要です)
運転免許証・パスポート・公的医療保険の被保険者証・身体障害者手帳・在留カードなどのうちいずれか1つ ※顔写真付のものが無い場合は、健康保険証や年金手帳など2つ	通知カード・マイナンバーの記載がある住民票の写し、または住民票記載事項証明書などのうちいずれか1つ	

2 「給与所得の源泉徴収票」、「公的年金等の源泉徴収票」、その他の収入のある方はその所得の計算に必要なもの(収入の明細、経費の領収書など。事前に集計をしておいてください)

3 生命保険料、地震保険料の控除証明書

4 黒潮町以外の国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの支払いがある方はその額のわかる書類(黒潮町の分は不要です)

5 医療費控除やセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の申告をされる方は、平成30年中に支払った医療費の明細書や領収書など(事前に集計をしておいてください)

6 印かん、筆記具、還付金振込口座の通帳など

なお、「分離譲渡所得」などがある場合は、税務署での確定申告をお勧めします。

また、確定申告は、国税電子申告・納税システム(通称e-Tax)による提出もできますので、

積極的な利用をお願いします。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
(<http://www.nta.go.jp>)

○お問い合わせ

本庁 税務課 住民税係

☎ 43-2816

佐賀支所 地域住民課

☎ 55-3113

110番通報の適切な利用を

1月10日は「110番の日」です。110番は、事件や事故が発生した際に、県民の皆さんと警察を結ぶホットラインであり、安全で安心な日常生活に欠かすことのできないものです。

緊急の場合はすぐに「110番」、緊急の対応を必要としない各種ご相談やお問い合わせなどは、「#9110番」や中村警察署相談窓口をご利用ください。

○お問い合わせ

中村警察署(代表)

☎ 34-0110

